

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 建築基準法による道路位置の指定（二件）……………
- …（同）……………
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…
- 建築基準法による一団地の区域……………
- …（同）……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- …（環境局多摩環境事務所環境改善課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
- …（同）……………
- 港湾施設の供用中止（二件）……………
- …（港湾局港湾経営部経営課）…
- …（同）……………
- 港湾施設の変更……………
- …（同）……………
- 平成六年警視庁告示第百十五号（交番その他の派出所、駐在所の所属、名称及び位置に関する告示）の一部改正……………
- …（総務局行政部振興企画課）…

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- …（生活文化局都民生活部管理法人課）…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- …（同）……………
- 市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………
- …（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 開発行為に関する工事完了……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 東京都労政会館の休館……………
- …（産業労働局雇用就業部労働環境課）…
- 飼料試験結果の公表……………
- …（産業労働局農林水産部家畜保健衛生所）…

#### ●東京都告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

取消しに係る道路の種類	取消年月日	取消しに係る道路の位置	取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年十二月五日	小金井市東町二丁目九十八番四、同番五の一部、同番六、同番九の一部、同番十	延長 三五・〇〇 幅員 四・六〇

#### ●東京都告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年十二月二日	東久留米市金山町二丁目五百九十八番一及び同番二の各一部、同番五、五百九十九番二の一部並びに同番六	延長 二四・二〇 幅員 四・〇〇

#### ●東京都告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のと

おり道路の位置を指定した。  
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の指定面積(単位平方メートル)

法第四十二条 平成二十八 西東京市向台 指定面積  
 第一項第五号 年十二月一 町一丁目八百 一・〇四  
 の規定による 日 三十九番二の 一部  
 道路

●東京都告示第四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番

取消年月日

多摩市大字和田字十三号千二百五番、平成二十八年十月二十日  
 千二百八番一、同番二、同番五の一部、一月二十四日  
 同番六、同番二十七から同番三十まで、  
 同番三十一の一部、同番三十二、千二百十八番の一部、千二百十九番一、同番五、千二百三十六番一、同番四、千二百三十八番七、千二百四十六番一、

同番五、同番六、同番八、千二百四十八番一の一部、千二百四十九番二、千二百五十番、字十四号千二百五十四番二、字十六号千三百五十七番二、八王子市大塚三百五十三番一の一部、三百五十五番一、三百五十九番一の一部、同番二、同番五の一部、三百七十番一、同番一地先、四百三十二番一及び四百四十二番

●東京都告示第五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

多摩市大字和田字十三号千二百五番の1、千二百七番三、同番五、同番七、同番八、千二百八番一から同番三まで、同番五の一部、同番六、同番七、同番十五、同番十六、同番二十四、同番二十五、同番二十七から同番三十まで、同番三十一の一部、同番三十二、千二百十八番の一部、千二百十九番一、同番五、千二百三十六番一、同番四、千二百三十八番七、千二百四十六番一、同番五、同番六、同番八、千二百四十八番一の一部、千二百四十九番二、千二百五十番、字十四号千二百五十四番二の一部、字十六号千三百五十七番二、八王子市大塚三百五十三番一の一部、

三百五十五番一の一部、三百五十九番一の一部、同番二、同番五の一部、三百七十番一、同番一地先、四百三十二番一及び四百四十二番

二 認定計画書の縦覧場所  
 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第六号

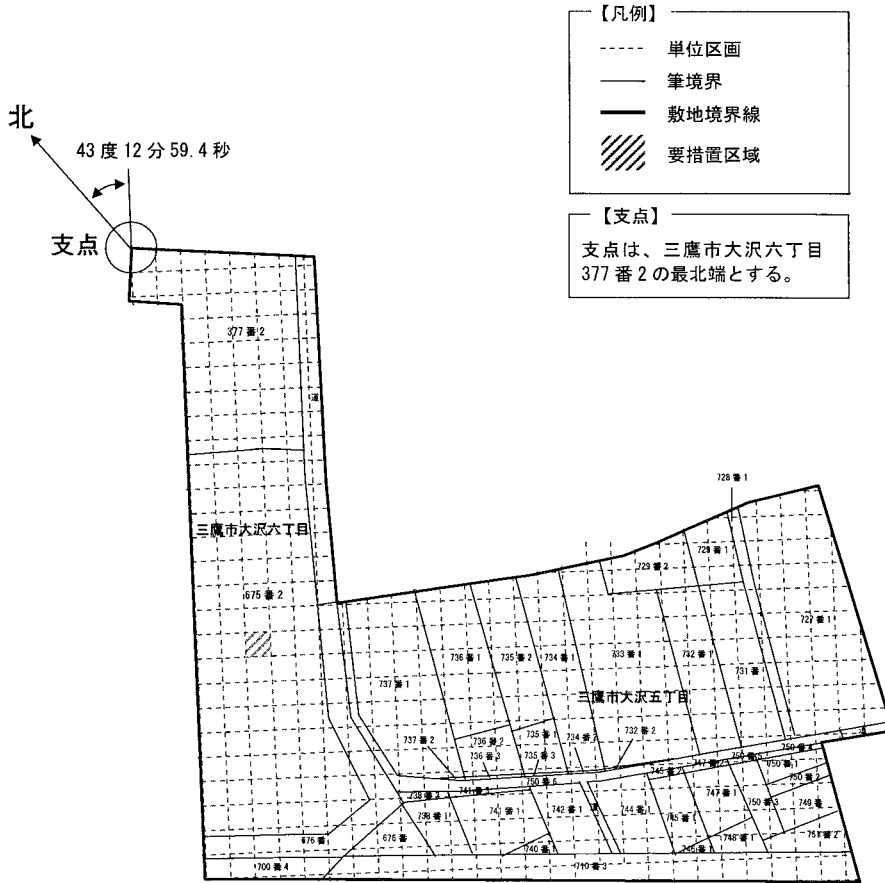
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月五日

東京都知事 小池百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(三鷹市大沢六丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【格子の回転角度（43度12分59.4秒）】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第四項の規定により、平成二十四年東京都告示第千二百七十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同條第五項において準用する同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月五日

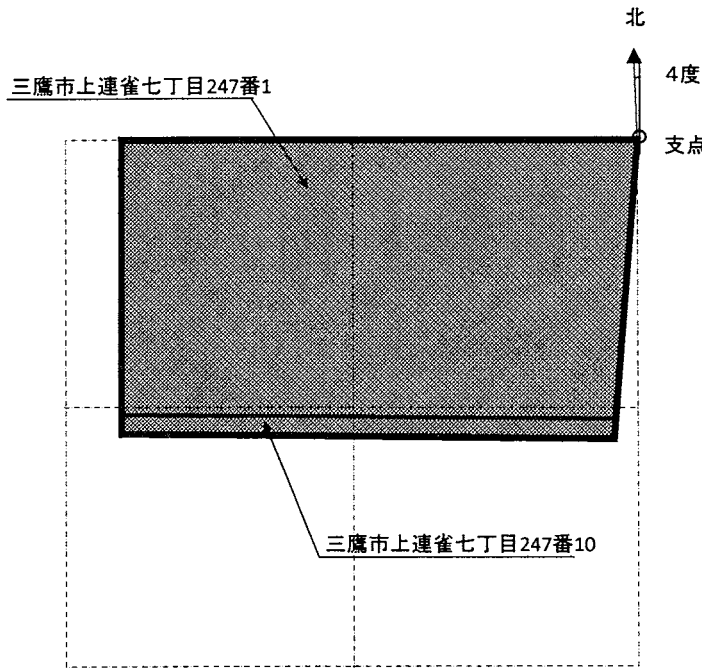
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（三鷹市上連雀七丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン



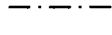

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



**支点**  
 支点は、敷地境界(三鷹市上連雀七丁目247番1)の最北端とする。

**格子の回転角度**  
 4度1分21秒  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

- 凡例**
-  勘地境界
  -  指定を解除する区域
  -  単位区画境界
  -  筆境界

●東京都告示第八号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。  
 平成二十九年一月五日

種類	名称	規模	所在地	期間
栈橋	フェリー ふ頭栈橋 (第二)	延長二一八 ・〇メートル	江東区有 明四丁目 八番地先	平成二十九年一 月一日から同年 三月三十一日ま で
		水深A (-七・五メ ートル		

●東京都告示第九号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。  
 平成二十九年一月五日

種類	名称	級別	規模	所在地	期間
野積場	フェリー ふ頭 B野積場	一級	一九、一六八 ・六七平方メ ートルのうち 四、四一四・ 九四平方メー トル	江東区 有明四 丁目八 番	平成二十九 年一月一日 から同年三 月三十一日 まで

●東京都告示第十号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十九年一月五日

東京都知事 小 池 百合子

種類	名称	規模		所在地	変更年月日
		変更前	変更後		
港湾施設用地	大井ふ頭その二地区	二八四、六一一・五五平方メートル	二八四、四七六・四八平方メートル	大田区城南島一丁目、同区城南島二丁目、同区城南島三丁目、同区城南島四丁目、同区城南島五丁目及び同区城南島六丁目	平成二十九年一月一日
		二八四、六一一・五五平方メートル	二八四、四七六・四八平方メートル	大田区城南島一丁目、同区城南島二丁目、同区城南島三丁目、同区城南島四丁目、同区城南島五丁目及び同区城南島六丁目	平成二十九年一月一日

### 出 示 (鑑)

#### ●警視庁告示第3号

交番その他の派出所、駐在所の所属、名称及び位置に関する平成6年7月1日警視庁告示第115号の一部を次のように改正する。

平成29年1月5日

警視総監 沖 田 芳 樹

2の表警視庁万世橋警察署の項中

鍛冶町交番 千代田区内神田三丁目21番6号

神田駅交番 千代田区鍛冶町二丁目13番22号

改め、同表警視庁久松警察署の項中

水天宮前交番 中央区日本橋蛸薬町二丁目4番1号

水天宮前交番 中央区日本橋蛸薬町二丁目4番2号

改め、同表警視庁麻布警察署の項中

西麻布交番 港区西麻布三丁目24番20号

西麻布交番 港区西麻布三丁目21番20号

改め、同表警視庁品川警察署の項中

青物横丁駅前交番 品川区南品川二丁目4番5号

青物横丁駅前交番 品川区南品川二丁目5番1号

改め、同表警視庁目黒警察署の項中

祐天寺駅前交番 目黒区祐天寺二丁目13番3号

祐天寺駅前交番 目黒区五本木一丁目11番8号

改め、同表警視庁渋谷警察署の項中

美竹交番 渋谷区渋谷一丁目18番27号  
恵比寿南駐在所 渋谷区恵比寿南二丁目24番1号

美竹交番 渋谷区渋谷一丁目18番27号

改め、同表警視庁野方警察署の項中

沼袋交番 中野区沼袋一丁目35番1号

沼袋交番 中野区沼袋一丁目7番6号

改め、同表警視庁本所警察署の項中

石原三丁目交番 墨田区石原三丁目18番2号

石原三丁目交番 墨田区石原三丁目16番1号

改め、同表警視庁町田警察署の項中

鶴間交番 町田市小川1.552番地2

鶴間交番 町田市南町田二丁目2番1号

藤の台団地交番 町田市本町田3.539番地

藤の台団地交番 町田市金井町2.857番地50

改め、同表警視庁昭島警察署の項中

松原町交番 昭島市松原町四丁目4番15号

拜島駅前交番 昭島市松原町四丁目12番27号

改め、同表警視庁小金井警察署の項中

国分寺駅北口交番 国分寺市本町二丁目1番23号

国分寺駅北口交番 国分寺市本町三丁目10番7号

東小金井駅前交番 小金井市梶野町五丁目1番2号  
を

東小金井駅前交番 小金井市梶野町五丁目2番38号  
に

改め、同表警視庁東村山警察署の項中

東村山駅前交番 東村山市本町二丁目3番地22  
を

東村山駅前交番 東村山市本町二丁目32番地2  
に

改め、同表警視庁調布警察署の項中

調布駅北口交番 調布市布田一丁目38番地2  
を

調布駅前交番 調布市布田四丁目1番地7  
に

改める。

公 告

都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況の公表について

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例(平成十九年東京都条例第八十八号)第七条の規定に基づき、平成二十七年十月から平成二十八年九月までの都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況を次のとおり公表する。

平成二十九年一月五日

東京都知事 小 池 百合子

都道府県知事保存本人確認情報の利用 事 務	利用年月	利用件数
東京都恩給条例(昭和二十三年東京都条例第百一号)による年金である給付の支給に関する事務	平成二十七年 十一月	九四
	十二月	九三
	平成二十八年 一月	一
	二月	八
	三月	八
	四月	一
	五月	四
	六月	八
	七月	一
	八月	一
	九月	七九
	雇員の退職年金及び退職一時金等に関する条例(昭和三十年東京都条例第一号)による年金である給付の支給に関する事務	平成二十七年 十一月
十二月		一七
平成二十八年 一月		一
二月		一
三月		一六
四月		一五
五月		一五
六月		一五
七月		一五
八月		一五
九月		一五
東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)又は東京都宿泊税条例(平成十四年東京都条例第百十一号)による都税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の賦課徴収に関する事務		平成二十七年 十月
	十一月	二四〇、七〇一
	十二月	一九八、五二四



事務	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条第一号、第二号及び第四号に規定する高等学校等(私立のもの及び東京都産業技術高等専門学校を除く。)における奨学のための給付金の支給に関する	平成二十八年	二月	一、五二七
		五月	三月	二、一六八
		九月	四月	二、〇一四
			五月	二、一一一
			六月	二、二〇一
			七月	二、二三三
			八月	一、六四二
				二、〇八二
				一

二 東京都の他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供  
提供実績なし

三 東京都の区市町村の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供  
提供実績なし

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあつた年月日

平成二十八年十一月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京漕艇倶楽部

三 代表者の氏名

渡部 喜道

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区新川一丁目四番一号 住友不動産六甲ハイツ一〇〇四号

五 定款に記載された目的

この法人は地域住民を始めとする多くの人々に対し、ボート等のスポーツを通じて「喜び」や「人」を共有化し、自己実現を目指すことのできる「場」と「機会」を提供する事業を行うことによつて、スポーツの振興・人々の豊かな暮らしに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)



<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十一月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本胸部外科学会</p> <p>三 代表者の氏名 大北 裕</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区後楽二丁目三番二十七号 テラル後楽ビル一階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、胸部外科学の学術研究に関する事業を通して、胸部外科学の進歩と普及に貢献し、学術文化の発展と国民の医療福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十一月十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価機構</p> <p>三 代表者の氏名 馬場 保昌</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目五番地 東京都医師会館三階 公益財団法人東京都保健医療公社内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、消化器がん検診における検診精度の管理</p>	<p>を、全国的に標準化・統一化する為に、検診に従事する医師・放射線技師および検診実施機関・精密検査実施機関に対して、教育研修事業・検診技術検定評価事業を実施し、より精度の高く安定化した消化器がん検診の普及を実現し、ひいては消化器がんによる死亡数の減少に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十一月十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ADMS</p> <p>三 代表者の氏名 須藤 秀明</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区中央本町三丁目四番四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、「国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。」という健康増進法の理念を実現するために、それぞれの地域において、糖尿病等の生活習慣病の予防や診断・治療に実際に携わる者に対して必要な研修等を行う体制を構築し、地域に根づいた生活習慣病対策の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本小児循環器学会</p> <p>三 代表者の氏名 安河内 聰</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区山吹町三百五十八番地五 アカデミーセンター 株式会社国際文献社内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、小児循環器学についての学術研究及び教育普及活動等を行うことで、医療水準の向上と人材の育成を図り、もって国民の健康増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十九年一月五日</p> <p>一 申請のあった年月日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>平成二十八年十月二十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人住宅ローン問題支援ネット</p> <p>三 代表者の氏名 高橋 愛子</p>
--	--	---

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝公園二丁目三番八号 赤門ビル四階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、住宅ローン等による破綻者に対する救済事業、住宅ローン破綻予備軍に対する啓蒙事業、住宅ローン組込者に対する研修活動等の事業を行うことにより、住宅ローン等による破綻者の減少および救済を図り、住宅ローン等による生活破綻や自殺の減少に寄与し、ひいては不良債権の減少、収税率の向上、健全な経済活動の活性化と発展に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人ひまわり

三 代表者の氏名

LUU THI THU HOUNG(ルー ティ トゥ フーン)

四 主たる事務所の所在地

東京都港区浜松町二丁目二番十四号 K1ビル九〇一

号 (株)World Creati on 気付

五 定款に記載された目的

この法人は、両親のいないベトナムの児童・生徒の生活や学業を支え、個人としての自立、社会人としての成長を図ることを支援し、日本への留学、日本での就職にあつての援助を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人品川中小企業診断士会

三 代表者の氏名

八島 憲治

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区南大井三丁目二十六番三二〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、中小企業及び商店街等の健全なる発展に寄与するため、公的機関の中小企業施策への協力及び中小企業及び商店街等への支援をとおして地域経済の活性化を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人森林復興支援

三 代表者の氏名

川畑 安弘

四 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋三丁目三番三号 ペリカンビル四階

五 定款に記載された目的

この法人は、良質な国産木材の建材・内装材および家具・玩具・雑貨マーケットへの安定的供給を確立するとともに、利用・消費者サイドでの加工・流通体制を整備することにより、国産木材の利用拡大を図り、林業・山

村の活性化及び森林の保全・整備の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本ヒーリングタッチ協会

三 代表者の氏名

戸田 美紀

四 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂二丁目十八番十九号 赤坂シャレーII

四〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対し、ヒーリングタッチの教育およびヒーリングタッチを活用する人々への支援を通じて、「ハート中心のケアと人々の成長」を基盤とするヒーリングタッチの精神ならびにホリスティックケアの精神を日本に普及し、人々の心身のウェルビーイングの向上と社会全体の福祉と平和へ寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

市街地再開発組合の理事長の住所の変更について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により神田練堀町地区市街地再開発組合から理事長の住所を変更した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。  
平成二十九年一月五日

一 氏名 東京都知事 小 池 百合子

中島 光治

二 住所 千代田区神田淡路町二丁目百一番地 ワテラストワー  
レジデンス二七一一号

発行行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
完了した。

平成二十九年一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に 許可を受けた者の  
含まれる地域の名称 住所及び氏名

青梅市畑中一丁目五十八番六 東大和中央一丁目五百九  
から同番十五まで 十八番一

株式会社リライ

代表取締役 武内 崇泰

東京都労政会館の休館について

東京都労政会館設置及び管理に関する条例(昭和二十八  
年東京都条例第五十四号)第五条第二項の規定により、東  
京都労政会館を次のとおり休館する。

平成二十九年一月五日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 期 日 理由

東京都南部労政会館 平成二十九年四月二日、会館施設

同月十六日、平成二十  
九年五月七日、同月二  
十一日、平成二十九年  
六月四日、同月十八日、  
平成二十九年七月二日、  
同月十六日、平成二十  
九年八月六日、同月二  
十日、平成二十九年九  
月三日、同月十七日、  
平成二十九年十月一日、  
同月十五日、平成二十  
九年十一月五日、同月  
十九日、平成二十九年  
十二月三日、同月十七  
日、平成三十年一月七  
日、同月二十一日、平  
成三十年二月四日、同  
月十八日、平成三十年  
三月四日及び同月十八  
日

東京都国分寺労政会館

同右

平成二十九年四月十日、同  
月二十三日、平成二  
十九年五月八日、同月  
二十八日、平成二十九  
年六月十二日、同月二  
十五日、平成二十九  
年七月十日、同月二十  
三日、平成二十九年八  
月十四日、同月二十七日、  
平成二十九年九月十一  
日、同月二十四日、平  
成二十九年十月十日、  
同月二十二日、平成二  
十九年十一月十三日、  
同月二十六日、平成二  
十九年十二月十一日、  
同月二十四日、平成三  
十年一月九日、同月二  
十八日、平成三十年二  
月十三日、同月二十五

東京都八王子労政会館

日、平成三十年三月十  
二日及び同月二十五日  
平成二十九年四月三日、同右  
同月十六日、平成二十  
九年五月一日、同月二  
十一日、平成二十九年  
六月五日、同月十八日、  
同月二十三日、平成二  
十九年七月三日、同月  
十六日、平成二十九年  
八月七日、同月二十日、  
平成二十九年九月四日、  
同月十七日、平成二十  
九年十月二日、同月十  
五日、平成二十九年十  
一月六日、同月十九日、  
平成二十九年十二月四  
日、同月十七日、平成  
三十年一月二十一日、  
同月二十五日、同月十  
八日、平成三十年三月  
五日及び同月十八日

飼料試験結果の公表について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令  
(昭和五十一年政令第百九十八号)第十一条第四項の規定  
により、平成二十八年四月から十一月に収去した飼料の試  
験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十九年一月五日

東京都知事 小 池 百合子

1 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
フジタ製菓株式会社 東京工場 八王子市	同左	混合飼料(その他)	ニーストレスゴールドM	平成28年7月	動物性飼料ー肉骨粉	無
株式会社バルブレッド 八王子工場 八王子市	同左	単体飼料(その他)	パン残渣	平成28年8月	重金属ーカドミウム、鉛、ひ素、水銀	無
森永乳業株式会社 東京工場 葛飾区	同左	単体飼料(その他)	とうふ粉サイレンジ	平成28年10月	重金属ーカドミウム、鉛、ひ素、水銀	無
上山商事株式会社 墨田第2サイクル工場 墨田区	同左	単体飼料(その他)	みどり飼料	平成28年10月	重金属ーカドミウム、鉛、ひ素、水銀	無
株式会社旬菜デリ 昭島事業所 昭島市	同左	単体飼料(その他)	酵素分解馬鈴しょくす	平成28年11月	重金属ーカドミウム、鉛、ひ素、水銀	無
日東富士製粉株式会社 東京工場 大田区	同左	単体飼料(その他)	ふすま	平成28年11月	重金属ーカドミウム、鉛、ひ素、水銀	無
		単体飼料(その他)	黄M	平成28年11月	重金属ーカドミウム、鉛、ひ素、水銀	無
株式会社アルフォ 城南島飼料化センター 大田区	同左	単体飼料(その他)	アルフォニール	平成28年11月	重金属ーカドミウム、鉛、ひ素、水銀	無
株式会社五十嵐商会 IGARASHI資源サイクルセンター 北区	同左	単体飼料(その他)	大地のめぐみ	平成28年11月	重金属ーカドミウム、鉛、ひ素、水銀	無

2 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
富士化学株式会社 本社工場 西多摩郡瑞穂町	同左	ホークチキンミール	平成28年4月	栄養成分等ー粗たん白質、粗灰分	無

注) 飼料又は飼料添加物の名称の欄中(〇)は、法第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

